

令和8年9月（令和8年度第6回）

肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和8年9月25日(金) 午後1時30分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員（16名）

委 員	1番	立迫 直美	委 員	9番	中村 悠喜
委 員	2番	坂口 利邦	委 員	10番	上名主 辰也
委 員	3番	横山 一郎	委 員	11番	上高原 正人
委 員	4番	内村 綾美	委 員	12番	黒江 幹也
委 員	5番	内村 香織	委 員	13番	下園 政雄
委 員	6番	山下 昭司	委 員	14番	美坂 美智子
委 員	7番	福田 智浩	委 員	15番	大窪 輝則
委 員	8番	福元 強	会 長	16番	永野 易美

4. 欠席委員

5. 議事録署名委員 5番 内村 香織 6番 山下 昭司

6. 議 題 議案第19号 農地法第3条許可申請の件について
議案第20号 農地法第5条許可申請の件について
議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の
規定による農用地利用集積等促進計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積事業計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 次長兼係長 湯地 紀宏 主事 宮本 晴生

10. 最適化推進委員 14名出席

11. 閉会

第6回定例総会 会議の概要

【午後1時40分 開会】

事務局	ご起立をお願いいたします。 只今より、令和8年度肝付町農業委員会第6回定例総会を開催いたします。 「一同礼」 御着席ください。 本日の出席委員は16名中16名で、全員出席でございます。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。また、本日は新たな委員体制となりまして初めての定例総会ということもありまして、推進委員の方々にも出席していただいております。 ※ここで、事務局職員の紹介。 それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして永野会長をお願いいたします。
議 長	冒頭、あいさつあり。 それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。 それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、5番の内村香織委員と6番の山下昭司委員をお願いいたします。 本日の議題は、議案第19号から議案第21号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。 私の業務報告は、今月は特に出会等はありませんでした。 それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。 議案第19号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第19号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。 今月の農地法第3条許可申請は16件の申請です、所有権移転の売買が11件と贈与が4件、賃借権が1件となっています。売買の11件は、田が5筆で9,288平方メートル、畑が13筆で12,634平方メートルです。贈与の4件は田が5筆で8,500平方メートル、畑が5筆で5,686平方メートルです。賃借権の1件は畑が1筆で1,302平方メートルという内訳になっています。 整理番号1番は、千葉県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で464平方メートルです。 整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が岸良字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で1,053平方メートルです。 整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏との贈

事務局	与で、申請地が北方字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で1,757平方メートルです。 整理番号4番は、鹿児島市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇外2筆、畑が3筆で2,249平方メートルです。 整理番号5番は、大阪府の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が野崎字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で4,088平方メートルです。 整理番号6番は、〇〇法人〇〇〇〇から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への賃借権設定で、申請地が後田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で1,302平方メートルです。 整理番号7番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が南方字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で929平方メートルです。 整理番号8番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が南方字〇〇 〇〇番〇外1筆、田が2筆で1,546平方メートルです。 整理番号9番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇外4筆、田が2筆で4,912平方メートル、畑が3筆で3,726平方メートルです。 整理番号10番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇番、畑が1筆で1,361平方メートルです。 整理番号11番は、鹿児島市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で1,688平方メートルです。 整理番号12番は、鹿屋市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で501平方メートルです。 整理番号13番は、東京都の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇番外1筆、田が1筆で2,042平方メートル、畑が1筆で203平方メートルです。 整理番号14番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇外1筆、畑が2筆で2,922平方メートルです。 整理番号15番は、鹿児島市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が富山字〇〇 〇〇番〇外4筆、田が1筆で1,201平方メートル、畑が4筆で2,897平方メートルです。 整理番号16番は、東京都の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇番、田が1筆で2,569平方メートルです。 以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いします。
議長	只今、事務局より説明がありましたが、1番から16番まであります。お目通し下さい。16件の申請について審議に移りますが、番号の15番、16番に福田智浩委員の関係する所有権移転売買の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。福田委員の退席をお願いします。（福田委員退席）
議長	それでは15番、16番の所有権移転について審議します。異議、意見等ございませんか。

	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、所有権移転売買の15番、16番については提案どおり許可することに決定いたしました。（福田委員入室・着席） さらにお目通しをお願いします。 15番、16番を除く他の14件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、議案第19号農地法第3条許可申請の16件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。 つづきまして2ページをお開きください。議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-8-9」について、事務局が説明をいたします。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-8-9」について、ご説明いたします。 譲受人が肝付町前田の〇〇〇〇さんです。譲渡人が千葉県の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇番〇、地目は畑、面積は935平方メートルのうち470平方メートルです。 転用目的が一般住宅で、現在借家住まいであるが、手狭になったため申請地に持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。 場所につきましては、〇〇の東側です。配置図については、図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流で計画されています。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、「5-8-9」については、私と福田委員で現地調査をしましたので、福田委員に現地調査の報告をお願いいたします。はい、福田委員。
福田委員	7番、福田です。「5-8-9」について現地調査の報告をいたします。 9月18日に、永野会長、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。場所は先ほども説明がありましたが、〇〇の東側になります。排水については、前面の道路の脇に側溝がありますので、雨水排水等についてはそちらへ流すということでした。また、周りの畑については、水が流れ込まないようにブロックで囲むということでした。その他には何ら問題ないかと思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-8-9」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-8-9」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。

議 長	つづきまして3ページをお開きください。 「5-8-10」について、事務局が説明をいたします。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-8-10」について、ご説明いたします。 譲受人が鹿屋市の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町前田の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇番〇、地目は畑、面積は500平方メートルです。 転用目的が一般住宅で、現在借家住まいであるが、手狭になったため申請地に持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。 この件につきましては、農振除外申請があり令和8年4月17日に現地調査を行い、令和8年4月総会で審議していただき、現在農振除外手続き中ではありますが、今回転用申請がなされたものです。申請内容についても当時から変更ありません。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、「5-8-10」については、事務局がただ今説明いたしましたように4月に農振除外の申請をされ、許可された案件であります。今回5条申請をされましたが、現地調査は4月に行われ、調査報告もその時にいただいております。それでは「5-8-10」について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-8-10」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。 つづきまして4ページをお開きください。 議案第21号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」について、令和8年9月集計分を事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第21号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」の令和8年9月分につきまして説明いたします。 まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区が田が2件の2筆、1,701平方メートルでした。詳細につきましては、5ページに掲載しておりますので、お目通し願います。 次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が1件の2筆で4,080平方メートル、畑が1件の5筆で4,901平方メートル、再設定が田が6件の13筆で12,974平方メートルでした。 高山地区は新規設定が、田が7件の14筆で15,463平方メートル、畑が6件の15筆で28,008平方メートルでした。再設定が、田が9件の11筆で19,017平方メートル

事務局	ル、畑が8件の14筆で24,364平方メートルでした。 肝付町の合計ですが、田が23件の40筆で51,534平方メートル、畑が15件の34筆で57,273平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、38件の74筆で108,807平方メートルであります。詳細につきましては、6ページから9ページに掲載しております。以上、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、今月は1番の所有権移転が2件、2番の利用権設定は、内之浦地区が8件、高山地区が30件あります。まずはお目通しのほどお願いいたします。それではまず1番の所有権移転について審議いたしますが、異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、1番の所有権移転の2件については、提案どおり許可することに決定しました。つづきまして、2番の利用権設定について審議いたしますが、番号の17番に末次健一推進委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。末次推進委員の退席をお願いします。（末次推進委員退席）
議 長	それでは利用権設定の17番について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは異議なしということですので、利用権設定の17番については提案どおり許可することに決定いたしました。（末次推進委員入室・着席） つづきまして、22番に福田智浩委員の関係する新規の利用権設定の申請があります。福田委員の退席をお願いします。（福田委員退席）
議 長	それでは利用権設定の22番について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、利用権設定の22番については提案どおり許可することに決定いたしました。（福田委員入室・着席） 17番、22番を除く他の36件の申請分について一括審議します。異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということでありますので、利用権設定の38件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第21号については終わります。 つづきまして、報告・協議に入ります。10ページをお開きください。報告・協議の1番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」13件あります。解約理由は、借り手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。

議 長	それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました13件分の確認を終わります。 つづきまして、11ページをお開きください。 つぎに報告・協議2番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が6件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。 まずは「あー8ー42」について、事務局に説明をお願いします。
事務局	「あー8ー42」について説明いたします。 申出人が、東串良町の〇〇〇〇さんで、申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は田で2,039平方メートル、あっせんの種類が貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間については要相談となっています。場所につきましては、〇〇振興会内を過ぎて、〇〇橋を渡り〇〇〇〇の方向に向かった町境付近にある田になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8ー42」のあっせん委員に、地区委員の横山委員と坂口委員でお願いします。 つづきまして、「あー8ー44」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8ー44」について説明いたします。 申出人が、肝付町前田の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番〇外5筆で、地目・面積は、畑が6筆計7,342平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。場所につきましては、〇〇振興会内の南側にある、一段の畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8ー44」のあっせん委員に、地区委員の福元委員と山下委員でお願いします。 つづきまして、「あー8ー45」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8ー45」について説明いたします。 申出人が、鹿屋市の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇外2筆で、地目・面積は、畑が3筆計2,321平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については周辺相場、希望期間については5年となっています。 場所につきましては、〇〇地区と〇〇地区、〇〇〇〇の北側にある3箇所点に点在する畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。

議 長	それでは「あー8ー45」のあっせん委員に、地区委員の横山委員と内村香織委員でお願いします。 つづきまして、「あー8ー46」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8ー46」について説明いたします。 申出人が、大阪府の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番外1筆で、地目・面積は、畑で2筆計1,400平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については全部で300,000円となっています。 場所につきましては、〇〇から南側へ進みますと、〇〇がありますが、その西側にある畑と〇〇振興会の近くにある畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8ー46」のあっせん委員に、私、永野と福田委員で行います。 つづきまして、「あー8ー47」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8ー47」について説明いたします。 申出人が、始良市の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇番〇外7筆で、地目・面積は、田が6筆計6,145平方メートル、畑が2筆計3,379平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については周辺相場もしくは無償、希望期間については要相談となっています。 場所につきましては、〇〇地区に広がる田とそこに隣接する畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8ー47」のあっせん委員に、地区委員の黒江委員と上高原委員でお願いします。 つづきまして、「あー8ー48」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8ー48」について説明いたします。 申出人が、肝付町後田の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇外2筆で、地目・面積は、畑で3筆計2,619平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については周辺相場、希望期間については要相談となっています。 場所につきましては、〇〇地区の〇〇〇〇から北側に点在する畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8ー48」のあっせん委員に、地区委員の山下委員と大窪委員でお願いします。 以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。 つづきまして、14ページをお開きください。 報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。

事務局	あっせん申出に係る整理について、14ページから20ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。 その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。 あっせん申出の整理につきましては以上です。
議 長	この件に関しまして何かありませんか。はい、内村香織委員。
内村委員	17ページの31番は、3筆とも売買・貸付であっせんが成立しています。
議 長	他にありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	ないようですので、その他に入りますが、皆さんから何かありませんか。 はい、事務局。
事務局	※慶弔及び活動等の支出に関する規程、地域別農地利用最適化推進会議の開催案内、身分証明書規程について説明。
議 長	他に何かありませんか。 無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、10月23日(金)の午前開催予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、9月の定例総会を閉会いたします。

<午後2時23分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和8年9月25日

肝付町農業委員会

会 長 永野 易美

委 員 内村 香織

委 員 山下 昭司